

株式の分割(無償交付)に関する取締役会決議公告

株主各位

平成16年2月25日



東京都中野区中央5丁目38番16号

日本エス・エイチ・エル株式会社

代表取締役社長 清水 佑三

平成16年1月30日開催の当社取締役会において、株式の分割(無償交付)に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成16年5月20日(木曜日)付をもって、次のとおり普通株式1株を2株に分割する。
 - 分割により増加する株式数
 - 分割の方法
- 配当起算日
- 会社が発行する株式の総数の増加
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

普通株式とし、平成16年3月31日(水曜日)最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とする。

平成16年3月31日(水曜日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割する。

平成16年4月1日(木曜日)

今回の株式の分割に伴い、商法第218条第2項の規定により平成16年5月20日(木曜日)付をもって当社定款第5条を変更し、会社が発行する株式の総数を56,000株とする。

以上

お知らせ並びにご注意

- 株主名簿に記載又は記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
 - 実質株主名簿に記載又は記録された株主各位には、平成16年5月20日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載又は記録されることとなります。
 - 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成16年5月20日にお届出住所にお送り申し上げます。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換又は証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませ下さい。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませ下さい。

名義書換代理人
事務取扱所
(お問い合わせ先)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 (03) 5683-5111 (代表)

同 取 次 所

UFJ信託銀行株式会社 全国各支店